

住民基本台帳の閲覧制度等についての意見

2005年7月13日
全国消費者団体連絡会
事務局長 神田 敏子

○ 誰でも自由に閲覧できる閲覧制度は、廃止すべきです。

(営業目的の閲覧は、排除されるべきです。)

但し、学術研究や世論調査等、公益性の高いものに限定して閲覧を存続させることはやむをえないと考えます。

その場合、「学術研究」「世論調査」等の定義を明確にし、使用目的や閲覧情報使用後の報告書の提出を義務付けるなど、目的以外に使用されないような手立てを考えておく必要があります。具体的な手立てについては、専門家の意見を聞きながらシステムを考えてください。

(廃止の理由)

- ・制度ができた頃と社会状況が変わってきており、個人情報保護の観点が重視される現状にある。
- ・無差別にダイレクトメールが届くなど、迷惑行為が氾濫している。
- ・架空請求や振り込め詐欺など犯罪に悪用されている。
- ・母子家庭を襲った凶悪な事件も起きている。
- ・無原則に他人に自分の情報を見られたくないという住民の意見を尊重すべき。

※ 住民基本台帳や住民票、選挙人名簿などの個人情報も厳格に管理され、外部に出ないようにする必要があります。

○ 住民基本台帳については、オプトイン方式を導入すべきだと考えます。

調査に協力してもよい人のみ、閲覧リストに入るシステムにするのがよいと考えます。

個人情報保護法では、本人確認が重要なポイントになっています。住民基本台帳の4情報についても、この考え方を重視し、本人の確認を基本とするべきです。

※ こうしたオプトイン方式に全国統一することで、市町村行政での閲覧の地域差や行政対応の混乱も少なくできると考えます。

○ 選挙人名簿抄本の閲覧制度については、本人確認以外は全面廃止とすべきです。
選挙人名簿は、その目的通り選挙時の使用に限定しておくのがよいと考えます。

○ その他

住民票の写しの交付については、12条2項で「何人も」交付が受けられるようになっていますが、個人情報保護の視点から、この項は削除すべきだと考えます。

※ 住民基本台帳の閲覧制度については、様々意見があることから、その必要性についての具体的な意見集約・検討会での検討結果を公表し、パブリックコメントを募集し、それも踏まえて最終結論を導き出す進め方を要望します。

以上